

傷害総合保険

安心BOX



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2013年10月改定

ご契約しやすい保険料で、ケガや賠償責任を補償する
傷害総合保険 すっきりプラン



環境大臣認定
エコ・ファースト企業

ケガや賠償責任をすっきり補償する傷

日々の生活の中で、起こりやすいトラブルをしっかりと補償します！

ケガの補償

日本国内・国外を問わず、家庭、職場、旅行中など、日常生活におけるさまざまなケガを補償します。

死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金



- 料理中にケガをして通院した。



- 交通事故で入院し、手術をした。



- スポーツ中にケガをして通院した。



- 階段で足を踏み外し、骨折をして入院した。

【ご注意】 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。

- 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院

基本補償

賠償責任の補償

日本国内・国外を問わず、日常生活におけるさまざまな賠償責任を補償します。

日常生活賠償責任保険金



- 飼い犬が他人にケガをさせた。



- 自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせた。



- 他人の家の窓ガラスを割った。

<賠償責任の補償について>

傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。



賠償事故の示談交渉サービス

さらに安心

日常生活賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故に限ります。)により損害賠償請求を受けた際には、日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。

オプション補償

オプション補償でさらにパワーアップ!

天災危険の補償(ケガ)

「地震が怖いわ…」

地震・噴火・津波によりケガをされた場合にも、保険金をお支払いします。



特定感染症危険の補償

「また感染症のニュースだわ…」

O-157やSARSなど、特定の感染症を発症された場合にも保険金をお支払いします。



わかりやすい保険証券・約款

パーソナル保険証券

補償内容をイラストや簡単な説明文で表示したわかりやすい保険証券をお届けします。



オーダーメイドご契約のしおり・約款

お客様のご契約内容に合わせてオーダーメイドされ、文字が大きくて読みやすい、お客様専用のご契約のしおりと約款をお届けします。

最初の2枚: パーソナル保険証券
3枚目以降: オーダーメイドご契約のしおり・約款

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

補償項目	個人タイプ	夫婦タイプ	家族タイプ
ケガの補償	被保険者ご本人 (1)	被保険者ご本人 + 配偶者 (1+2)	ご家族全員 (1~3)
賠償責任の補償	ご家族全員 (1~4)	ご家族全員 (1~4)	ご家族全員 (1~4)

- 1: 被保険者ご本人(契約申込書の被保険者ご本人欄に記載される方)
- 2: 被保険者ご本人の配偶者
- 3: その他のご親族(被保険者ご本人または配偶者と生計を共にする①同居のご親族②別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方))
- 4: ②と③のいずれにも該当しない被保険者ご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、被保険者ご本人が未成年の場合であって、被保険者ご本人に関する事故に限ります。

補償タイプと特約

補償タイプ	補償内容	一般傷害24時間補償タイプ
	被保険者	個人・夫婦・家族からご選択いただいたタイプ
	追加補償	オプション 天災危険補償タイプ(ケガ)
セットされる特約		日常生活賠償責任補償特約、賠償事故の解決に関する特約
任意にセットすることのできる特約		特定感染症危険補償特約 (後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金支払用)

オプション

書総合保険「安心BOXすっきりプラン」

おすすめのご契約タイプ

この保険は、被保険者ご本人が満70歳以上の場合は、新規にご契約いただけません。

ご契約期間(保険期間)1年間、職種区分A職*1

ご契約タイプ(型)		NPタ	NPチ	NPツ	NPテ	NPト	NPナ
		ご契約金額(保険金額)					
基本補償	死亡・後遺障害*2	737.2万円	593.3万円	672.8万円	728.6万円	556.5万円	716.3万円
	入院保険金日額*3	5,000円	5,000円	5,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	通院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	日常生活賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
オプション	天災危険の補償(ケガ)	-	あり	あり	-	あり	あり
	特定感染症の補償	-	-	あり*4	-	-	あり*4
月払保険料		2,200円	2,200円	2,500円	3,000円	3,000円	3,500円

ご契約タイプ(型)		NCタ	NCチ	NCツ	NCテ	NCト	NCナ
		ご契約金額(保険金額)					
基本補償	死亡・後遺障害*2	308.0万円	225.8万円	316.3万円	257.5万円	166.1万円	213.9万円
	入院保険金日額*3	4,000円	4,000円	4,000円	5,500円	5,500円	5,500円
	通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,000円	3,500円	3,500円	3,500円
	日常生活賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
オプション	天災危険の補償(ケガ)	-	あり	あり	-	あり	あり
	特定感染症の補償	-	-	あり*4	-	-	あり*4
月払保険料		2,500円	2,500円	3,000円	3,500円	3,500円	4,000円

ご契約タイプ(型)		NFタ	NFチ	NFツ	NFテ	NFト	NFナ
		ご契約金額(保険金額)					
基本補償	死亡・後遺障害*2	210.3万円	159.0万円	188.4万円	268.4万円	207.3万円	216.1万円
	入院保険金日額*3	2,500円	2,500円	2,500円	3,000円	3,000円	3,000円
	通院保険金日額	1,500円	1,500円	1,500円	2,000円	2,000円	2,000円
	日常生活賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
オプション	天災危険の補償(ケガ)	-	あり	あり	-	あり	あり
	特定感染症の補償	-	-	あり*4	-	-	あり*4
月払保険料		3,500円	3,500円	4,000円	4,500円	4,500円	5,000円

- *1 保険料は被保険者ご本人の職種によって異なります。上記は職種区分A職の方「事務職、営業職、販売職、管理職(現場作業に従事しない方)、弁護士、医師、教員、主婦、学生、無職の方など」の保険料です。その他の職種の場合は、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
- *2 次の①または②のいずれかに該当する場合は、上記のご契約タイプと異なる内容でのご契約を希望されるときは、死亡・後遺障害保険金額は、1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。なお、ケガによる死亡の補償を受けられる他の保険契約などがあるときは、合計で1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。
 - ①被保険者をご契約期間の初日において満15歳未満の場合
 - ②ご契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となられることについて被保険者の同意がない場合
- *3 すべてのご契約タイプで「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、後記「傷害総合保険安心BOXすっきりプランの主な補償内容とご注意事項—お支払いする保険金—ケガの補償④手術保険金」をご覧ください。
- *4 特定の感染症により亡くなられた場合は、上記「基本補償」の死亡保険金はお支払いできません。ただし、300万円を限度として、葬祭費用の実額を補償します。

ご注意事項

- 〈代理店の役割について〉
 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 〈ご契約にあたっての注意事項〉
- ご契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、このパンフレットに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
 - 保険料をお払込みの際は、初回保険料を口座振替される場合を除いて、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付しておりますのでお確かめください。
 - ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。

〈保険金の代理請求人制度について〉
 被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

お支払いする保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
① 死亡保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
② 後遺障害保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能が重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%*1をお支払いします。 *1 既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。
③ 入院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、180日を限度として、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
④ 手術保険金	偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、(1)のいずれかの手術を受けられた場合、(2)によって算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 (1)対象となる手術 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術は対象となりません。 ②先進医療*2に該当する手術。ただし、治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すものに限りません。 (2)お支払いする手術保険金の額 ①入院中*3に受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) *2 病院などにおいて行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院などが厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、ご契約期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html) *3 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために入院している間をいいます。 *1事故に基づくケガに対して(2)①および②の手術を受けた場合は(2)①の算式により算出した額とします。
⑤ 通院保険金	偶然な事故によってケガをされ通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。また、実際に通院されなかった場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など)を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 ご注意 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院 ご注意 通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。 *1 上記①から⑤までの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。 *2 上記①死亡保険金は死亡保険金受取人を定めなかったときは被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。 *3 ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。(例)骨折し、その後、その影響によりケガの程度が重大となったとき など ●熱中症の補償について 事故発生時において満23歳未満の被保険者については、日射または熱射によって身体に障害が生じた場合にも、上記①から⑤までの保険金をお支払いします。

左記保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間を過ぎ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

ケガの補償

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
ケガの補償	●特定感染症を補償するタイプをご選択の場合(オプション) 次の感染症を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、後遺障害は発症された日からその日を含めて180日以内に生じた後遺障害が、入院は発症された日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの対象となります。通院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院がお支払いの対象となり、通院日数90日を限度となります。また、発症して180日以内の日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。 ご注意 ご契約期間の初日から10日以内に感染症を発症された場合には、保険金をお支払いできません。(新規契約の場合) ＜対象となる感染症＞ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」(例)結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、SARS、天然痘、急性灰白髄炎(ポリオ)、細菌性赤痢など (2013年5月現在)
	●天災危険の補償ありのタイプをご選択の場合(オプション) 地震、噴火、津波によるケガについても、上記①から⑤までの保険金をお支払いします。
賠償責任の補償	日常生活賠償責任保険金 日常生活の偶然な事故や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき日常生活賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。) ＜賠償事故の示談交渉について＞ 日常生活賠償責任保険金のお支払対象となる日本国内において発生した賠償事故の場合、被保険者および被害者の同意が得られれば、日本興亜損保が示談交渉(被害者との折衝、示談、調停、または訴訟のお手続き)をお引き受けし、事故の解決にあたります。ただし、賠償責任額が明らかになり日常生活賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1)ケガの補償**
- 故意または重大な過失によるケガ
 - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
 - 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ
 - 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
 - 地震、噴火、津波によるケガ(オプション補償の天災危険の補償ありのタイプをご選択いただいた場合は、特定感染症の補償を除きお支払いします。)
 - 戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ
 - むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
 - 危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間のケガ
 - 自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ
 - レーサー、競輪選手など危険な職業に従事している間のケガ(個人タイプでこれらの職業に就かれている方が被保険者ご本人となられる場合は、ご契約いただけません。)
 - 事故発生時において満23歳以上の被保険者の日射、熱射による身体の障害 など
- (2)賠償責任の補償**
- 故意による事故
 - 地震、噴火、津波による事故(オプション補償の天災危険の補償ありのタイプをご選択いただいた場合でもお支払いできません。)
 - 戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故
 - 職務遂行に直接起因する事故
 - 同居のご親族に対する損害賠償責任
 - 他人から預かったり借りたりしている物の損壊についての損害賠償責任
 - 自動車(ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。)、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故 など

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
万一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
・取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)
・事故受付センター **0120-250-1119** [受付時間:24時間×365日]
- 日常生活賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた際には、お客様に代わって日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
- 必ず事前にご相談ください。
賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ日本興亜損保と相談されずに示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険金請求手続きについて
事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権につきましては時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ◆「安心BOX」は、傷害総合保険のペットネームです。◆このパンフレットは、傷害総合保険の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。◆ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。◆ご契約手続きその他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00
(12/31～1/3を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>